



Title	1972年の沖縄返還時の有事の際の核持ち込みに関する「密約」に係る調査関連文書No.1(48 外務省外交史料館レファレンス番号 : H222230)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6437 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43894
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

C

C

48

「本土並み」について

(1) 「本土並み」の主張は、(a)核持込みに対する国民感情の反撥、
(b)自由出撃は日本を戦争にまき込むという考え方、(c)沖繩を本
土と差別してはならないという主張、等を主たる根拠としてい
ると思われる。

(2) この主張はさらに対米交渉は「本土並み」をもつてわが方の
出発点とすべしとの主張を包含することは当然であるが、これ
は交渉はあく最大限を目標にして出発すべく、仮に最大限が獲
られなかつたとしても、最大限を目標に努力したというこ

無期限
8号の丙
7号

その結果が受諾し易くなるという考え方であると思われる。

「返還交渉における「基地の地位」について

(1) 米國が日本を含む極東の平和と安全維持という観点から、純
軍事的には基地の「現状どまり」を最も望ましいとするのは見
易き理である。これに対してわが方の主張は、前記のとおり、
専ら政治的な理由からする「本土並み」である。

(2) 不幸にして返還交渉は「米國の主張する現状どまり」に対し
て、わが方が「本土並み」を要求するという形でとり上げられ、
従つて基地の「現状どまり」に対するなんらかの修正は米側の
譲歩であり、わが方がかちうべき交渉上の成果であるというふ
うに受取られているよりである。

(イ) 政府は従来より沖縄が日本を含む極東の平和と安全のため重要な役割りを果しているという認識を繰返し明らかにしており、返還後の沖縄の基地も、その必要な役割りを果せまいように弱体化されてはならないという立場を公に示している。ただし、返還後の沖縄が日本を含む極東の平和と安全維持に必要な機能を引継ぎ果しうるといふことが、日本自身の国益の命ずるところであり、従つて、仮に日本を含む極東の平和と安全のため基地が「本土並み」以上の地位であることをより有利とし、ないしは必要とするといふことであるならば、そのような「本土並み」以上の地位は、むしろわが方からこれを米側に求めて納得させるべき事柄であり、米側がわが方の要求を無視した結果である

という性質のものではない。換言すれば、客観的に日本を含む極東の平和と安全維持のため沖縄の基地は「本土並み」で十分であり、「本土並み」以上は逆に日本にとつて有害であることが明らかであるにも拘らず、米側がなんらかの理由により「現状どまり」ないし「本土並み」以上を主張して譲らないという場合にのみ、交渉は前記付のごとき要求と譲歩の関係となるのである。

三 返還交渉におけるわが方の立場を固めることについて

(ウ) 事情右のごとくであるとすれば、わが方として、わが方の立場からみて基地の地位はいかにあるべきかの判断が重要である。しかるに、日本を含む極東の平和と安全維持のため、純軍事的

191 内政上 有 200

的に基地の地位が如何にかにあるべきかの問題は、現実に軍事的抑止力の主体を担っている米国の判断にまつべきところが大きく、わが方の見解は公平にみて評論家流の見解を出でることは容易でない。

④ 他方前記①の「本土並み」の主張の根拠はいずれも感情的ないし政治的であり、軍事的ないし安全保障確保の手段としての判断に基づくものではない。従つて仮にこのような主張のみで交渉に立向つて、米側から日本側の安全保障に対する見解いかんと賢される場合に、「本土並み」以上の取決めを行なえば、内政上の混乱より基地の機能が妨げられるとか、ひいては基本的に日米関係に支障を及ぼす等の危険を指摘するとしても、多

かれ少なかれ米側からみたわが方の防衛姿勢に疑点を残す危険を免れないであろう。

⑤ さらに日本を含む極東の現在の平和と安全は力の関係の上に成立つており、一方の力を弱めれば他方もこれに応じて後退するといふことではなく、逆に一方の後退は他方の進出を意味するといふ関係にある。沖縄基地の現状の修正は、このような力の関係にいかなる影響を与えるかという点について日米間に十分の意思疎通を図る必要がある。すなわち、現状の修正により抑止力として純軍事的に弱化するといふことは、相手方にとつてはいわば思ひ盡であり、従つて日米間においては、何故に弱化するも差支えないか、あるいは弱化することをなげきよ

この書讀本について聯合を行なう場合、国内に於いてはかな
る種類及び著者を知るには図書館を調べることをとする。

以上の他 *swain* は *swain*
が *swain*、*swain*、*swain*
子に *swain* (荒地で何?)

* *swain* - *swain*?
swain?